

4月28日

4月28日(火) 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	消防長	丸石正男
企業局長	木下隆		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第2号 専決処分の報告について(認定こども園のうみ新築工事(建築)請負契約の変更について)
日程第5	報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第6	報告第4号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告について
日程第7	承認第1号 専決処分の報告と承認について(江田島市税条例等の一部を改正する条例)

- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第 39 号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 40 号 江田島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 41 号 市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更について

## 開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さんおはようございます。4月も残りわずかとなりました。あすからはいよいよゴールデンウィークが始まります。今年1月に中国で発生しました新型コロナウイルス感染症が世界各地に急速に拡大し、国内においても各県で発生しております。広島県におきましても広島市、呉市、また本市でも感染者が確認されております。このため、各イベントや事業・行事などの中止・延期等となっております。その対策として、一人一人のマスクの着用、せきのエチケット、手洗い・うがいなどの実施が大変必要でございます。これらの感染症対策として、議場入り口付近に、また階段付近に、アルコール消毒液を設置しておりますので、御利用ください。なお、感染症対策のため、今期臨時会においては、議場内でのマスク着用を許可いたします。また、本会議は感染症拡大防止の観点から簡潔明瞭な説明・質疑等を行い、スムーズな議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第2回江田島市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### 日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和2年第2回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝いたします。

さて、令和2年度、新年度も1カ月を経過しようとしております。4月1日には新たに私たちの仲間を迎えました10人の新規採用職員、辞令交付式で見せてくれました、よし、やるぞという気持ちに私自身も新たなエネルギーをもらい、初心に立ち返り、公務に邁進しているところでございます。

しかしながら、今、私たちはかつて経験したことのない春を迎えております。昨年末に中国で発生した新型コロナウイルスが世界中で感染拡大しております。我が県におきましても、4月7日には安倍首相から東京都を初め、7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日にはこの対象地域が全都道府県に拡大をされました。いまだ感染拡大は収まらず、各地で猛威を振るい続けております。広島県ではこれに先立ち、感染期に入りました4月13日には、湯崎知事の広島県感染拡大警戒宣言により、県民の皆様に対して外出自粛の要請など、5つのお願いが行われたところであり、国難という言葉に違

和感がない、そんな事態となっております。

本市におきましては、1月に江田島市新型コロナウイルス対策警戒本部を立ち上げまして、県内で1人目の感染者が確認されました3月7日に、江田島市新型コロナウイルス対策本部といたしまして、国の基本的対処方針に基づき、小中学校の臨時休校やイベント等の中止など、感染拡大の防止に努めてきたところでございます。

このような中、皆様御承知のとおり、江田島市においても4月6日に1人目の感染者が確認をされました。幸い、感染者の方への積極的疫学調査の結果、接触者の方は全て陰性の結果を得ており、勤務先であります医療機関も保健所の指導のもと、診療を再開されております。

まずは、感染された方の回復をお祈りするとともに、保健師による訪問活動などを継続し、しっかりとサポートをしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染者の方に関する情報の提供につきましては、感染者の方などの暮らしを守るための個人情報保護と市民の皆様の安心安全な生活を守るための情報提供のあり方に対して、プライバシーの保護かあるいは公益かという大きな課題をいただいております。私自身、1人目の感染者の確認が発表されたときの市民の皆様からの余りの反響の大きさやネットを通じての情報に驚いたところでございます。このことにつきましても、広島県としっかり連携を図りながら、適切な情報提供に努めてまいります、このように考えております。

私たちは今、かつて経験したことのない災害のさなかにあります。初めて経験する事態に市民の皆様が不安がいかに大きいか、このことを肝に銘じて全職員が一丸となって引き続き対応に努めてまいります。

現在市民の皆様には、感染拡大防止の観点から、他者との接触機会を可能な限り少なくしていただくようお願いをしております。平日・休日を問わず、外出の自粛を強く要請しております。このため、市においても江田島まるとくフェアや江田島SEA T O S U M M I T 2 0 2 0を中止するなど、今後新年度の各種事業の見直しを迫られているところでございます。

中でも、健康寿命の延伸のための大切な取り組みであります、いきいき百歳体操、これは市民の皆様が御自身の健康を御自身で守るために御近所のお仲間と声をかけて市内68カ所に広げていただいた、本市にとっては本当に大切な大切な取り組みでございます。この活動も現在休止いただいております。さらに、子育てしやすい環境づくりにつきましても、その拠点であります、にこにこハウスの広場や母子保健事業もお休みをしております。

多くの施設が、新型コロナウイルスに大きく影響を受ける中にありまして、本市の交流人口拡大の取り組みの新しい拠点施設となります新ホテルが令和3年、来年7月の完成を目指しまして、来月中旬には地鎮祭を行い、いよいよ着工の運びとなります。さらには工期を延長して、皆様に大変御心配をおかけしておりました認定こども園のうみ及び鹿川交流プラザも新しい施設での運営が6月からスタートする運びとなりました。緑豊かな野登呂山の麓に抱かれた新しい園舎に本市の宝であります子供たちの元気な声が響き渡る、そんな光景も本当に待ち遠しく思っております。そして、新型コロナウイルス

スの終息のときには、能美町鹿川地区の新たなまちづくりの拠点施設となります鹿川交流プラザに、ここに集う皆様の元気な笑い声が一日も早く戻ることを願ってやみません。

私は、様々な交流が妨げられている今こそ、私たちの、そして市民の皆様の底力が試されているのだと感じております。家族の絆、御近所の絆、地域の絆が私たち一人一人の日々の暮らしを支えてくれていると感じております。正しい情報を的確に発信すること、お一人お一人の暮らしに思いを寄せること、寄り添うこと、このことを職員・議員の皆様、市民の皆様と共有し、オール江田島市で私たちのまちの暮らしを守っていきたい、その先頭に立って力を尽くしてまいりたい、このように考えております。議員各位の一層の御支援と御協力をぜひお願いいたします。

さて、今議会では、平成30年7月豪雨災害で被災いたしました市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更及び新型コロナウイルス感染症患者の方への傷病手当支給のため、江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして御審議をお願いすることといたしております。これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、2月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、主なものを報告させていただきます。

市政報告書1ページ、1項目めでございます。

中町保育園の閉園についてでございます。

3月19日、地域住民の皆様及び来賓の皆様のお出席のもと、中町保育園卒園式に続き、閉園式を行いました。中町保育園は、昭和25年に中村保育所として開設され、昭和30年の能美町への合併と同時に中町保育園と改名し、地域の皆様とともに歩み続けました。その間2,183人の園児が卒園し、このたび、70年の歴史に幕を閉じました。地域の皆様には、保育園の行事や子供たちの見守りを通じて多大な御支援をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

なお、この場をお借りいたしまして、新任の部長職を紹介したいと思っておりますので、しばらくお時間をお願いいたします。新任の職員を部局の目標とあわせて自己紹介を簡単に行わせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 皆様、おはようございます。

このたび企画部長を拝命いたしました奥田と申します。

本日は令和2年度最初の議会に当たりまして、挨拶の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの影響で全国的な感染者の拡大はもとより、本市においても経済的なダメージが懸念されております。いまだ終息が見えない中にありまして、交通船事業においては乗降客の減少により、公共交通の経営も大変厳しさを増しております。市民の日々の生活を守るために、的確な支援を講じ、持続可能な経営を支えてまいりたいと思っております。

また、市長の挨拶にもありましたとおり、いよいよ新ホテルの着工が目前に迫りました。新型コロナウイルスの終息とともに、市民を初め、多くのお客様にお越しいただき、江田島市のすばらしさをお届けしていきたいと思います。

自然豊かなこの島のまちが暗い空気に包まれているときこそ、悲観することなく、市民とともに明るく前向きに頑張ってもらいます。どうぞ議員の皆様の御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 失礼いたします。このたび産業部長を拝命いたしました泊野秀三と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先月2月定例会の最終日、前任の長原部長が途中込み上げる涙をぐっところえながら退任の挨拶をされました。皆さんも御存じのように、人前で涙を見せるようなそういった性格の人ではありませんでしたから、これこそまさに鬼の目にも涙と思いました。しかしながら、同じ職場で働いておりました私たちからしましたら、長原部長の思い出にはすごいものがありました。特に、島で農業・漁業する若者たちのリーダー的な存在でありましたから、ぐっと込み上げてくるものもひとしおであったと思っております。

かわりました私に何ができるのか、長原部長のようにには到底できませんけれども、島で働く若者の声に積極的に耳を傾けてまいりたいと、そのように思っております。

小説「宮本武蔵」の作家、吉川英治さんの名言に、「我以外皆我師」という言葉がございます。ここにいらっしゃる全ての皆様が私の師匠でございます。これからも御指導・御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野圭一君） 4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました矢野と申します。

私の目標といたしましては、議会の持つ機能がですね、十分に発揮できるよう事務局職員とともに議会の縁の下の力持ち的存在となって努めていきたい、頑張っていきたい、そう思っております。よろしくお願いいたします。

○市長（明岳周作君） どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において8番 上本一男議員、9番 花野伸二議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

#### 日程第4 報告第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（認定こども園のうみ新築工事（建築）請負契約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告について（認定こども園のうみ新築工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、認定こども園のうみ新築工事（建築）請負契約の変更について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第2号につきまして御説明をいたします。

議案書2ページに専決処分書を、3ページに参考資料を添付いたしております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

1、契約の目的及び2、契約の方法については、変更はございません。

3、契約金額でございます。契約金額は、変更前が4億554万円で、平成31年3月15日に議決をいただいております。このたび、契約金額を4億843万4,100円に変更するものでございます。

4、契約の相手方及び5、工期については変更がございません。

変更の理由でございます。

追加工事及び仕様の変更を行うためのもので、主なものは建設発生残土の処分追加及び児童の安全に配慮をしたコーナーガードやはばきの変更など、内装仕様の変更によるものでございます。

1ページをお願いいたします。

専決処分年月日でございます。専決処分年月日は、令和2年4月16日でございます。

説明については以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第2号の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第3号



○議長（吉野伸康君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、教育次長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） それでは、報告第3号 専決処分の報告について説明をいたします。

議案書4ページをごらんください。

このたびの専決処分は、駐車場内での交通事故による物損事故に対して、相手方と和解し、損害賠償額を決定したものでございます。

5ページ、専決処分書をごらんください。

1、事故の概要でございます。令和2年2月5日13時頃、江田島市江田島町の吹越棧橋での用務のため、教育委員会事務局の職員が同棧橋の駐車場に公用車を駐車し、車両からおりるために運転席側のドアをあけた際、強風にあおられ、隣に駐車していた相手方車両の右側面にドアが接触し、当該車両を損傷させたものでございます。

なお、駐車中の車両には人は乗っておりませんでしたので、人的被害はございませんでした。

和解の相手方は、江田島市江田島町●●●丁目●●番●●号、●●●●さんで、損害賠償金は6万2,700円を支払うことで和解し、3月24日に専決処分をいたしました。

なお、この損害賠償金につきましては、江田島市が加入しております公有自動車の保険で補填されております。

今回このような事故を起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。今後このような事故を起こさないよう、事故を起こした職員のみならず、教育委員会事務局の全職員に、道路のみならず、駐車場など、車両を運転する際の交通安全の徹底について指導し、今後も定期的に注意喚起を行うなど、安全運転に努める所存でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第3号の報告を終わります。

## 日程第6 報告第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、報告第4号 江田島市国民保護計画の変更に関する

る報告についてを議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第4号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定による、江田島市国民保護計画を変更しましたので、同条第8項において準用する同条第6項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、危機管理監から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷危機管理監。

○危機管理監（江郷吉行君） 報告第4号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告について説明いたします。

参考資料として、議案書8ページに江田島市国民保護計画の変更の概要を、9ページに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の抜粋を、10ページに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の抜粋を添付しております。

それでは、議案書8ページ、江田島市国民保護計画の変更の概要をごらんください。

まず、1の変更の経緯について説明いたします。

江田島市国民保護計画とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するために、市の責務や住民の保護等の措置を定めたものです。

今回の変更は、平成29年12月に閣議決定された国民の保護に関する基本指針の一部変更及び市の組織再編等に伴う業務内容の変更等、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第5条に規定されている軽微な変更でございます。

続いて、2の変更内容について説明いたします。

(1) 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う項目として、ア、NBC攻撃に対応した訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練、様々な情報伝達手段を用いた訓練を例示として追加いたしました。

イ、平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを追加いたしました。

ウとして、関係法令の改正や所管官庁の変更等に伴う所要の規定を整備いたしました。

(2) の消防庁舎建設に伴う対策本部の代替設置施設の変更として、消防庁舎を第1順位の代替施設といたしました。

(3) の市役所組織改編等に伴う項目の変更として、業務担当課の修正を行いました。

(4) の字句及び数値の修正として、広島県国民保護計画との整合を図るため、字句の修正と統計数値等の変更を行いました。

以上で、江田島市国民保護計画の変更の報告を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第4号の報告を終わります。

## 日程第7 承認第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 専決処分しました承認第1号について説明いたします。

12ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定により令和2年3月31日市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、13ページから27ページまでが改正条文、28ページから61ページまでが新旧対照表、62ページから66ページに参考資料として説明資料を添付しております。

62ページからの参考資料により主な改正内容について説明いたします。

まず1、改正の趣旨について。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市の個人市民税における寡婦控除の見直し、固定資産税における所有者不明土地等に係る課税への対応など、所要の改正を行う必要があるため、江田島市税条例の一部を改正するものです。

2、改正の主な内容としましては、（1）個人市民税関係、（2）固定資産税関係、（3）その他の改正をそれぞれ行っております。

3、改正文の構成としまして、（1）第1条及び第2条において、江田島市税条例の一部を段階的に改正します。

（2）第3条において、江田島市税条例等の一部を改正する条例（平成31年江田島市条例第11号）の一部を改正し、改元に伴う字句の整備等をしております。

63ページに移りまして、それぞれの主な改正内容について説明します。

まず、第1条による主な改正についてです。

1、個人市民税の改正としまして、（1）寡婦控除の見直し。

（2）肉用牛売却所得の課税特例措置の延長。

(3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設について、それぞれこちらに記載のとおり改正を行っております。

64ページに移りまして、2、固定資産税の改正としまして、(1)現に所有している者(相続人等)の申告の制度化。

(2)使用者を所有者とみなす制度の拡大。

(3)いわゆるわがまち特例についての改正について、それぞれこちらに記載のとおり改正を行っております。

続いて3、市たばこ税の改正について。(1)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しと、次のページ65ページに移りまして、(2)市たばこ税の課税免除についての改正を行っております。また、4の延滞金の改正と5のその他として、令和改元条ずれ、字句の整備等を行っております。

次に、第2条による主な改正としまして、1、法人市民税の改正で、連結納税制度の見直しと2、市たばこ税の改正として、軽量の葉巻たばこの激変緩和の課税方式の見直しを行っております。

66ページに移ります。

第3条による主な改正としまして、1、個人市民税の改正で、法改正に伴う字句の整備と2、その他として令和改元の整備を行っております。

続いて、附則の説明をこちらの66ページで説明させていただきます。

まず1、施行期日について。改正後の条例は原則として令和2年4月1日から施行します。ただし、附則第1条各号で定めるものは、当該各号で定める期日から施行いたします。

2、経過措置として、条例の施行年度前の課税等に対して経過措置を設けております。

3、附則による改正としまして、こちらの附則による改正は令和改元に伴うもので、平成27年以後の条例改正の改正附則を整備するものです。

(1)の附則第8条による改正から(4)附則第11条による改正まで、それぞれ令和改元に伴う整備をしております。

以上で、今回専決処分しました江田島市税条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

## 日程第 8 承認第 2 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 8、承認第 2 号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました承認第 2 号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長(山井法男君) 専決処分しました承認第 2 号について説明いたします。

68 ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 2 年 3 月 31 日市長名をもって専決処分したものです。

内容については、69 ページが改正条文、70 ページ、71 ページが新旧対照表、72 ページ、73 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

72 ページからの参考資料により、改正内容について説明いたします。

まず 1、改正の趣旨について。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本市国民健康保険税の賦課限度額の引き上げなど、所要の改正を行う必要があるため、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容について。(1) 賦課限度額の引上げとして、こちらの表のとおり、課税限度額をそれぞれ引き上げ、合計限度額を96万円から99万円に引き上げます。

次に、(2) 低所得者に係る軽減世帯の対象の拡大です。政令の改正に伴い、低所得者に係る軽減世帯の範囲の拡大を行います。その内容につきましては、こちらの表のとおりでございます。

73ページに移ります。

(3) 租税特別措置法の改正による改正について。附則第6項と附則第7項について、こちらのア・イのとおり、法改正に伴う所要の改正を行っております。

続いて、附則の説明をしますので、69ページに戻ってください。

附則第1項で施行期日を、附則第2項で適用区分をそれぞれ定めております。

以上で、説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

## 日程第9 議案第39号

○議長(吉野伸康君) 日程第9、議案第39号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第39号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本市の国民健康保険被保険者に対し、傷病手当金の支給を可能にするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第39条につきまして御説明をいたします。

議案書75ページから77ページに改正条文を、78ページから79ページに新旧対照表を、80ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、80ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るっている中、先月の3月10日、厚生労働省から、この新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対しまして、傷病手当金の支給検討についての要請がございました。本市国民健康保険におきましても、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大の防止の観点から、傷病手当金の支給を可能とすることといたしまして、被用者が感染または感染が疑われる場合につきまして、休みやすい環境を早期に整える必要がありますことから、条例改正を行うものでございます。

2、改正（傷病手当金）の内容でございます。これは国の財政支援基準に準拠するものでございます。

（1）対象者につきましては、給与等の支払いを受けている本市の国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染をした方、または発熱等の症状があり、感染が疑われる方でございます。

（2）支給要件につきましては、労務に服することができなくなった日から起算をいたしまして、3日を経過した日から労務に服することができない期間でございます。なお、入院が継続する場合におきましては、最長1年6カ月となります。

（3）支給額でございます。支給額は直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額、これの3分の2に日数を乗じた額でございます。また、支給期間中におきまして、給与等を受け取ることができる場合につきましては、当該金額を控除いたします。ただし、この受け取ることができる給与等を実際には受け取りができなかった場合には、当該金額を控除せずに支給をいたします。この際には、その当該金額を本市におきまして、企業主から徴収することとなるものでございます。

（4）適用期間につきましては、令和2年1月1日から規則で定める日でございます。この規則で定める日は、国の示すとおり、令和2年9月30日を現在予定をしております。

（5）予算及びその財源でございます。予算につきましては、現在、応急的なもので

あることから予備費の対応とさせていただき、速やかに補正予算を計上させていただきたいと思っております。財源につきましては、発生した場合には全額国費となるものでございます。

(6) 施行期日といたしまして、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番(岡野数正君) それでは、参考資料の(1)の対象者について伺います。

ここでは、新型コロナに感染した者、対象者ですね、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者というふうに明記してあります。発熱等の症状があり、感染が疑われる者というのが、どういった定義を示されているのか、国のほうから示されているのか、それを伺いたいと思います。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) 感染が疑われる者というものでございます。

これはですね、コロナの感染症で県への相談をする場合に規定されておるものがございます。風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上継続する場合、また強いだるさ、倦怠感でございます。これや息苦しさ、呼吸困難、こういったものなどがですね、症状がある場合ということでございます。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 岡野議員。

○4番(岡野数正君) ということはですね、感染者としての陽性反応が出たときですが、こういった認定を受けなくても、感染が疑われる、あるいは疑われるということですからPCR検査などをしたときにですね、陰性というような判定が下った場合にも当然対象者としてなり得るという解釈でよろしいですか。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) はい、対象者となり得ります。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) ほかにありませんか。

酒永議員。

○7番(酒永光志君) ただいま岡野議員のほうから対象者のことが問われたわけですが、私のほうはですね、被用者に対する傷病手当金の支給ということになっております。その中で、それでは、事業主や例えば大工さん、一人親方的な被保険者の方はどのようになるのでしょうか。これがまず1点。

それと、運用がですね、これ大変難しいと思われるんですよ。しっかりとした制度設計は、現在できているのでしょうか。中でも先ほどの対象者の見極め、これについて例えば医師の診断書を求めるのかどうか、申請時に証拠書類というか、根拠を示す書類



をどこまで求めるのか、また本年1月1日まで遡及適用とありますが、その確認は果たしてうまくできるのでしょうか。

もう1つ、外国人の取り扱いはどのようにになりますかということでございます。

あと1点。事業主や対象者に対する説明をどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 1点目の事業主等はどうかということでございます。

あくまでもこれは被用者ということでございますので、給与をいただいている方という者が対象者ですので、事業主の方には対象者になりません。いわゆる一人親方とかいうのにも対象にならないということでございます。

2点目の運用が難しいということでございます。

この基本的な申請書類というのは、3つございまして、1つは本人が申請するための被保険者用の申請用紙、それと事業主が休んであるということがちゃんと証明できるような事業主の申請用紙、そして3つ目が医療機関記入用としまして、医療機関が証明するもの、この3つを出していただくような形となっております。それによりまして、証明をすることでその期間が確定できるということになっております。

この医療機関というのがですね、通常の場合、このような先ほど岡野議員からありましたような、感染が疑われる場合みたいなところがありますと、やはりPCR検査を受けようと思えば医療機関に受診をいたします。そういったところで証明をいただくという形になっていきます。それであってもですね、窓口においてもちゃんとしたそういった証拠書類とかですね、そういうようなものを提出していただき、確認をしていきたいと思っております。

そして1月1日の確認はどうかということでございます。

この1月1日というのは、日本でコロナウイルス感染症が初めて出たのが1月ということですので、1月からということでございます。その確認はどうするのかということですが、確認は先ほど言いました3つの書類を出していただくというのが基本でございますので、その出していただいた書類をもとに確認をしてまいりたいと考えております。

あと外国人はどうかということでございますけれども、外国人の方につきましてもですね、本市の国民健康保険に加入されている方につきましては、もちろん対象でございます。

あと、説明をどうするのかということでございます。

説明につきましてはですね、新たな制度ということでございますので、6月の広報とかですね、ホームページ等で周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） よくわかりました。ただですね、運用面においてですね、ただいま質問した以外にもですね、問題は必ず出てくると思いますので、本当にしっかりした制度設計をですね、行った上で説明やPRに努めていただきたいと思います。適切な事業執行をお願いしたいと思います。また、職員の皆様には本当に大変だと思いますけ

れども、よろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第40号

○議長（吉野伸康君） 日程第10、議案第40号 江田島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第40号 江田島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第40号につきまして御説明をいたします。

議案書82ページに改正条文を、83ページに新旧対照表を、84ページに参考資料

を添付しております。参考資料によりまして御説明をいたしますので、84ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。議案第39号の国民健康保険条例と同様に、広島県後期高齢者医療広域連合におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、後期高齢者医療に関する条例が一部改正をされ、傷病手当金の支給が可能となったところでございます。そのため、本市におきましてこの申請手続の受け付けを行う必要がありますことから、条例改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。広域連合の傷病手当金の支給申請受け付けを可能とするものでございます。

3、施行期日でございます。施行期日を令和2年5月1日としております。これは、広域連合条例の施行日に合わせたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） この条例改正でございますけれども、申請の受付事務を市役所が行うための条例改正と思います。それでは、傷病手当金の支給内容についてはどのようになるのでしょうか。先ほどの国保の条例改正で示された対象者、支給要件、支給額、適用期間、また国保ではですね、本年1月1日まで遡及というようなことになっておりましたが、この後期高齢者医療に関してはどのようになるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 今回のこの後期高齢者医療保険につきましても、国保と改正内容は全く一緒でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 全く一緒ということで、今後の受け付けですね、また運用に対してもやはり国保同様に必ず窓口で聞かれることと思いますので、国保同様にですね、PR等よろしくをお願いいたします。

終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 1 議案第 4 1 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 1、議案第 4 1 号 市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 4 1 号 市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約の変更についてでございます。

市道宮ノ原～幸ノ浦線道路災害復旧工事請負契約につきまして、契約金額を変更したので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第 4 1 号につきまして御説明をいたします。

議案書 8 6 ページから 8 8 ページに参考資料といたしまして、8 6 ページには請負契約の変更についてを、8 7 ページには工事概要書を、8 8 ページには工事図面を添付いたしております。

8 7 ページの工事概要書をお願いいたします。

今回工事請負契約の変更をお願いいたしますのは、平成 3 0 年 7 月豪雨災害で被災をいたしました市道宮ノ原～幸ノ浦線の道路災害復旧工事についてでございます。

4、工事概要の表をごらんください。本工事につきましては、平成 3 1 年 2 月 2 2 日の当初契約の後、工事に着手したことにより、被災現場の状況が明らかになるにつれまして、第 1 回変更契約を令和元年 1 1 月 1 2 日に、第 2 回変更契約を令和 2 年 3 月 1 3 日に行いまして、契約金額、工期及び工事内容を変更してきており、今回お願いをいたしますのは、第 3 回変更契約でございます。

8 6 ページにお戻りください。

今回の工事請負契約の変更についてでございます。

1、契約の目的でございます。契約目的は変更はございません。

2、契約金額でございます。契約金額は、変更前が1億3,244万3,200円で、このたび契約金額を2億2,081万2,800円に変更するものでございます。

3、契約の相手方及び工期につきましては変更はございません。

変更の理由でございます。

排土工で除去する崩土の厚さが現地調査によりまして想定よりも厚いことが判明したため、この撤去量が大幅に増加すること。そして、掘削工で除去する岩の量が現地調査によりまして、崩落の危険性が高く、撤去が必要な量が大幅に増加すること。この2つの理由によりまして契約金額の変更をお願いするものでございます。

88ページの工事図面をお願いいたします。

この工事図面には、当初契約から第1回及び第2回変更契約と、第3回変更契約の平面図及び標準横断図をそれぞれお示しをいたしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 2点ほどお聞きいたします。

調査の結果ということですが、当初設計も調査をされておると思うんですが、当初契約の5,700万が2億2,000万、約4倍になっておるわけですが、この調査の結果いんですけど、どういう調査されておったんか、そこらあたりの増額になったのをもう少し詳細に説明を求めます。

それから2点目が、財源ですが、災害復旧工事ということになりますと、国庫補助でございますが、この変更申請は当然されていると思うんですが、この2億2,000万円の内示はあったのかどうか、この2点をお聞きいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず1点目の調査の状況ということなんですけども、この工事のですね、まず特性なんですけども、規模がですね、これまで本市で経験したことがないような大規模でかつ施工の難易度もですね、極めて高いと、といたしますのが、被災箇所は道路面から約70メートルもある長大な斜面でありまして、しかも搬入路もないと、人も近づけないと、そういう状況でありました。このため、当初の調査におきましては、いわゆるドローンと呼ばれておりますラジコンヘリのようなものに測量機器を搭載したそういったものでですね、人が入ることができませんので、そういった機器で近づいて近接したところから目視をして被害の状況を把握したというようなことで、やはり現地に人間が直接入ることができなかつたのでどうしても調査の精度そのものがですね、通常の工事とは違ってきたということがございます。さらには、その被災箇所には堆積物、崩積土がですね、かなり分厚くたまっていたり、また草の繁茂等もありまして岩盤の状況といたしますものも、やはり十分には確認することができなかつたと、そ

ういったことがございます。そういった中で、当時考えられるできる限りのことで申請をしていきました。実際に工事の段階に入って、人が入れないのでモノレールのようなものを設置してですね、人が近づいて作業していったわけですが、そういった中で当時の調査ではわからなかったことが明らかになってきたと。まず1つ目は、当初は岩盤がですね、露出しております、その岩盤は比較的安定しているというので、ロープでくくりつけるようなそういった施工方法があるんですけども、そういったものをやれば十分に効果が出るということで進めていたんですけども、実際に人間が入って調査したところ、そういった岩盤にも亀裂があったりとかですね、ちょっと風化していると。そういったことで、そのまま放置してしまうと落ちてしまうおそれがありますので、これについては除去をするというようなことに変更しております。また、当初は施工区域に入っていなかった岩盤のそういった層があったんですけども、そこも実際に調査したところ風化していたり亀裂があったりすると、それもそのまま放置していると将来のそういった落下等のおそれがありますので、ここはモルタル吹きつけ工とかを施工いたしまして、のり面の保護を行うと。さらには岩盤についても転石がですね、ちょこちょこのり面に露出しておるんですけども、それらにつきましても掘り進めていった中でわかってきたこともあります。そういったところは調査をして除去をしていたり、そのままそこで安定しているので保護していくと、そういったことで当初のやはり計画においては、やっぱりかなり施工難易度が高くて調査が十分にはできなかったということが原因であるというふうに考えております。

2点目の今回の変更に伴う国の内示があったということなんですけども、これはですね、災害復旧工事、国の大変手厚いそういった助成が得られますので、それをもちろん獲得していく必要がございます。第1回変更での額につきましては、国のほうと協議を行いまして、国の同意を得ております。今回の3回変更につきましては、現在協議を並行して進めております。これにつきましては、実際の国の協議といいますものは資料もかなり求められる内容が多くてですね、この時間がかかってしまうと。ただし、この災害復旧工事というのが、現在も発災以降ずっと道路を交通どめしております。これを実際にどうかということになるんですけども、やはり一刻も早く工事を進めて交通どめの状況を解放したいということがあります。また今回行う工事につきましては、土木工事のそういった標準の基準といいますものがございまして、その基準に基づいて設計をしておりますので、国のそういった同意というのがですね、あろうがなかろうがやはり必要な施設であるということもございますので、総合的に勘案して並行して国との協議を進める中で施工もさせていただきたいということで提案させてもらっています。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 調査はドローンとか目視でやられたということのようですが、現場へ行って部長も見られたと思うんですがね、海のほうへね、もう10トンぐらいの石がもう何個いうてずれておる、過去にもね、随分ずれたとこなんですよ。そうすると、調査を十分されてなかったんだと私は感じるんですよ。これは委託したわけではないんですか。

それと、財源ですが、第1回変更分の1億3,200万の件については一応承諾を得ると。それから約8,800万増加して、2億2,000万、これがまだ承認はされてないということですよ。これはいつ頃の見込みなんですか。今、新型コロナで国のほうも予算がないけん、これは見てもらえん可能性も私はあるんじゃないか思うんですよ。それで国の変更申請、承諾を得ない場合にはどのように考えておるのか、再度お聞きいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず1点目の十分な調査をしたのかということなんですけども、これ実際にそういった設計業者にですね、委託しております。これは今回のですね、災害復旧、本当に広域的に被災しておりますしてコンサルタントの確保というのがかなり厳しいものがございました。そういった中で本市におきましては、東京に本社があります大手の建設コンサルタントと話ができましたことから、そういった技術力のある者をお願いして調査をしております。なので、私どもとしては十分なそういった技術人のもとで調査ができたのではないかとというふうに考えております。

2点目の財源、新型コロナの影響もちょっと見通せないところはあるんですけども、実際ですね、国とのそうした協議といいますものは広島県を通じて行っております。我々としても広島県の担当者に対して必要なそういった資料、書類等を提出していくわけですけども、今の時点におきまして広島県のほうからそういった見込みがですね、怪しいとかですね、そういった話は聞いておりません。通常でいきますと、三、四カ月くらいですね、協議が調えるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 最後ですが、変更で斜面を植生基材吹付工、いわゆる樹脂か何かを吹きつけするんだらうと思うんですが、これは斜面がね、今日も、今朝ものぞいてみたんですが、水がしみて出よるんですね。そういう状態で私は植生できるのかどうか、付着できるのかどうかちょっと不安なんですよね。それで、再度ね、まだ国の承認も得てないんだから、再度工法の検討の見直しも必要なんじゃないか思うんですよ。これらはいろいろ技師の中でも相談してこの工法がベストだということになっとなのかどうか、見直しができるもんかどうか、そこらあたりを最後にお聞きいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） のり面の植生に関する御質問なんですけども、このたびですね、実際に設計を変更するに当たりまして施工業者のほうからそういったのり面の調査検討書というものを提出をさせてもらっております。そういった中で実際にのり面の植生の工法、吹きつけ圧とかですね、そういったものを決めていくわけですけども、そういったものを実際に調査していくに当たりましてはそういったのり面の勾配でありますとか湧水の状態、さらにはのり面の固さ、こういったものも総合的に勘案して現在の工法を提案してもらっております。ただ実際はですね、本当に、今後現地で本当に作業していくわけですけども、今はまだ作業前の計画という状況ですので、そういった実際の作業の中におきまして現在想定している以上の、そういったものが出ればです

ね、その都度精査いたしまして適切に対応していきたい、もし仮に現在の工法とは違うような形がですね、本当にいいんだということになりましたら、そういった現地に合うような形でですね、国と協議をしていくということで考えております。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和2年第2回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 11時25分）